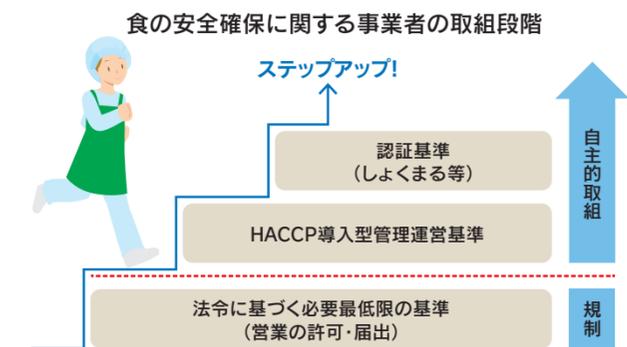


基本施策 2 事業者の自主的取組の促進

◎：新規事業 ○：強化事業

施策の展開1 HACCP（ハサップ）による衛生管理の推進

食の安全確保には、食品取扱施設に対する監視指導だけでなく、事業者は自らの責任で衛生管理に取り組むことが必要不可欠です。このため、事業者は法令に基づく必要最低限の基準から取組を進め、積極的にステップアップしていくことが求められます。



札幌市では、より一層効果的な衛生管理に取り組めるように、様々な支援を行うとともに、国際標準の衛生管理手法である HACCP の普及推進を図ります。

■主たる事業等

(1) ◎ HACCP 導入型管理運営基準の促進 [保健福祉局]

平成27年4月から HACCP 導入型管理運営基準を新設し、より多くの事業者が新しい基準を導入できるよう、監視指導や講習会等の機会を通じて積極的な周知を行うとともに、技術的なノウハウの教示に努めます。

(2) HACCP に関する認証制度の活用 [保健福祉局]

HACCP の考え方を取り入れ、一定水準以上の衛生管理を行っている施設を認定する札幌市食品衛生管理認定制度 (通称「しよくまる」) を運用しています。

また、国等が行っている HACCP 関連の認証制度も含めて、これらの認証制度を活用することにより、HACCP による衛生管理に取り組む事業者の信頼性を高めるとともに、消費者への積極的な情報発信を行い、HACCP の普及推進を図ります。



しよくまる ロゴマーク

第1章

第2章

第3章

第4章

1 施策の展開

施策本 1

基本 2 事業者の自主的取組の促進

施策本 3

施策本 4

施策本 5

施策本 6

2 指標の設定

資料編

(3) ○ **HACCP 導入に向けた支援** [保健福祉局、経済局]

HACCP を効率的に導入するためには、施設の改修や新機器等の設備投資を行うことが有効な場合があります。このため、中小企業を対象に国の所管部局等と連携し、HACCP 支援法⁴⁹に基づく制度の有効活用を働きかけるとともに、新たに HACCP に関する認証制度の取得に対する資金面での支援の検討など、HACCP 導入に向けた支援を行います。

(4) ◎ **HACCP 導入に向けた人材の育成** [保健福祉局]

HACCP の導入にあたっては、現場の責任者が中心となり、施設全体が一丸となって HACCP に取り組むことが重要です。このため、責任者を対象とした養成セミナー等を開催し、人材の育成に努めます。

(5) ○ **HACCP 推進に関する自治体間の連携** [保健福祉局]

HACCP の推進にあたっては、国及び北海道を中心とした他の自治体との連携をより一層密にし、意見交換や情報共有に努めるとともに、北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度と札幌市食品衛生管理認定制度との統合を進め、事業者の利便性等の向上を図ります。また、ロゴマークについても統一化し、市民により分かりやすい制度となるよう見直しを図ります。

⁴⁹ HACCP 支援法

正式名称は「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」。事業者が、HACCP を導入するための施設設備の整備等を行う際、指定機関による食品の種類ごとの認定に基づき、金融支援を受けることが出来ます。

施策の展開2 事業者の自主的取組への支援

“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を実現するためには、事業者は施設の営業許可基準の遵守だけでなく、より安全な食品を提供するため、衛生管理に自主的に取り組み、市民、札幌市と連携・協働していくことが必要不可欠です。

札幌市は、事業者が、食の安全・安心の確保についての意識をより高め、消費者と信頼関係を構築しながら主体的に取組を進めていけるように、必要な支援を行います。

■主たる事業等

(1) ○ **さっぽろ食の安全・安心推進協定** [保健福祉局]

食の安全と信頼性のより一層の向上を図るため、事業者と札幌市が食の安全・安心について連携・協働して取り組むことを目的とした「さっぽろ食の安全・安心推進協定」事業を継続して実施します。

また、協定を締結した事業者同士の情報交換会やグルメ情報誌への掲載 PR、札幌市と共催でイベントを開催するなど、連携・協働の機会を設け、事業者のさらなる取組を促進します。



ロゴマーク

(2) ◎ **スキルアップセミナーの実施** [保健福祉局]

事業者に対し、衛生管理のほか、食品のクレーム対応・接客のコミュニケーションスキルなど、経済団体等との連携も視野に入れ、関連する知識を総合的に身に付けるスキルアップセミナーを実施します。

(3) **食品衛生優良施設等の表彰** [保健福祉局]

衛生管理状況が他の模範となる施設や、食品衛生の普及向上・業界の指導育成に顕著な功績のある個人を表彰することにより、食品衛生関係者の意識向上を図ります。

また、さらに優良な施設や個人を対象に、北海道知事や厚生労働大臣による表彰候補として推薦します。



札幌市食品衛生市長表彰式



第1章

第2章

第3章

第4章

1
施策の展開

基本
策本
1

基本
策本
2
事業者の自主的取組の促進

基本
策本
3

基本
策本
4

基本
策本
5

基本
策本
6

2
指標の設定

資料編

施策の展開3 札幌市の施設における自主管理の推進

児童・生徒の給食を支える市立の小・中学校、保育所や認定こども園等(以下「保育所」という。)の給食事業や市内流通の拠点である中央卸売市場などで食品を取り扱う場合は、札幌市の施設としてそれぞれ統一したマニュアルを用いるなど、食の安全確保について、一層の自主管理を推進します。

■主たる事業等

(1) 学校・保育所における給食の安全確保 [教育委員会、子ども未来局]

給食の安全確保に向け、学校では「札幌市学校給食衛生管理マニュアル」、保育所では「札幌市保育所給食管理運営指針」等に基づいて衛生面に配慮した調理を行うほか、調理従事者等への定期的な研修や食材の検収、検食等を実施します。



中心温度の測定(学校給食)

(2) 学校・保育所における食物アレルギーへの対応 [教育委員会、子ども未来局]

食物アレルギーのある児童・生徒に対し、学校では「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」、保育所では「札幌市保育所等における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、必要に応じて除去食の提供等の食物アレルギーを配慮した対応を行います。

また、保育所では毎年、食物アレルギー等に関する実態調査を行い、現状の把握に努め、対策等に役立てます。

(3) 中央卸売市場における食の安全確保 [経済局、保健福祉局]

中央卸売市場の場内関係業者は、食の安全と信頼確保の取組を推進するため自主管理マニュアルを各自作成し、品質管理の徹底に努めます。

札幌市は、場内関係業者との定期的な連絡会議等を実施し、品質管理及び食品ごとの衛生管理の意識向上を図ります。また、取扱い上、特に注意を要する食品について食品ごとの取扱要領を定め、中央卸売市場を流通する食品の安全を確保します。